

学校法人ガバナンス改革会議

学校法人制度改革特別
委員会（第1回）
令和4年1月12日（水）

資料4-1

- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、公益法人としての学校法人制度について、社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するためのガバナンス改革を抜本的に推進する改革案を検討するため、「学校法人ガバナンス改革会議」を開催する。
- 検討に際しては、ひとたび設立された学校法人が各種税法において手厚い税制優遇を受けることを踏まえ、それに相応しい透明性を確保し、かつ、説明責任を果たせる確固たる法人ガバナンスを確立する法人制度とその運用を提示することを目指す。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月）

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革につき、年内に結論を得、法制化を行う。

審議状況

- 第1回（7月19日）・第2回（8月6日）
意見交換
- 第3回（8月20日） 有識者ヒアリング
- 第4回（8月23日） 意見交換
- 第5回（9月9日） 私学団体ヒアリング
- 第6回（9月22日） 知事会ヒアリング
- 第7回（10月15日）
学校法人への指導等について
- 第8回（10月28日）
学校法人のガバナンス等について
- 第9回（11月11日）
内部統制システム等について
- 第10回（11月19日） 取りまとめ（案）
- 第11回（12月3日） 報告書案

委員一覧

- ◎増田 宏一 日本公認会計士協会相談役
- 安西 祐一郎 独立行政法人日本学術振興会顧問、
学術情報分析センター所長
- 石井 尚子 桜通り法律事務所弁護士
- 岡田 譲治 公益社団法人日本監査役協会最高顧問
- 久保利 英明 日比谷パーク法律事務所代表弁護士
- 酒井 邦彦 TMI総合法律事務所顧問弁護士
- 戸張 実 日本公認会計士協会常務理事、戸張会計事務所所長
- 西村 万里子 明治学院大学法学部教授
- 野村 修也 中央大学法科大学院教授
- 八田 進二 大原大学院大学教授
- 松本 美奈 ジャーナリスト、一般社団法人Qラボ代表理事
- 本山 和夫 学校法人東京理科大学会長

◎：座長

- ✓ 近年、学校法人のガバナンスの抜本改革と強化のための機関設計の見直しや事業運営に関する情報開示の徹底の必要性が、これまでに増して強く認識されている。
- ✓ こうした認識の下、令和元年1月～令和3年3月に開催された「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」の報告書の具体的提案のうち、法制度改正に必要な事項を中心に、令和3年12月に報告書が取りまとめられた。

提言の主な内容

➤ 評議員・評議員会の職務・役割、選任

- 評議員会を「最高監督・議決機関」とする
- 一定の重要事項につき評議員会の議決を要する
- 理事会・理事による評議員の選任・解任は認めない
- 現役（退職後5年まで）の理事や教職員との兼任は認めない
- 理事の任期よりも長い任期とする
- 評議員の最低人数は3名以上とする

➤ 理事・理事会の職務・役割、選任

- 理事の選任・解任は評議員会が行う（いつでも決議によって解任）
- 任期は、選任後2年以内の最終事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする
- 理事長は、理事会が選定・解職し、理事会に職務報告

➤ 監事の職務・役割、選任

- 監事の選任・解任は評議員会が行う
- 理事又は職員との兼任禁止（子法人も同様）
- 理事の親族・特殊関係者の就任禁止
- 理事の任期の倍以上の任期とする
- 法人・理事間の訴えで法人を代表する

➤ 会計監査人・計算書類（※）

- 機関として会計監査人の設置を義務付ける
- 財産目録・貸借対照表等の作成期限は、毎会計年度終了後3か月以内とする
- 私立学校法、私立学校振興助成法の両法律の趣旨に適合した学校法人会計基準を策定する

➤ 内部統制システム（※）

- 法人の業務の適正を確保するための体制の整備義務
- 監事は、内部統制システムの実効性を監査する

➤ 事業活動実態に関する情報開示（※）

- 財務情報及び事業報告書は、統一様式に基づいて作成する
- 財務情報及び事業報告書は、学校法人共通のプラットフォームで開示する

（※）については、公益法人等に倣い、学生数、教職員数、収支等による社会的な重要性和影響度を勘案した一定規模以上の学校法人に適用する。

➤ その他

- 「寄附行為」の名称を「定款」に変更する